

杨木県公報

令和 3 (2021)年 10月 20日(水) 号 外 第 56 号

| | <u> </u> | | 次 | | |
|---|----------|--------|------|--|--|
| | 条 | 例 | | | |
| る | 条例の制定… | | | | |
| 0 | 特例に関する | る条例等の- | 一部改正 | | |

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定(栃木県条例第49号)

- 1 この条例の施行の際現に公布されている条例の形式を左横書きに改正するため、条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、令和3 (2021) 年11月1日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正(栃木県条例第50号)

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(別表第1関係)
 - (2) 栃木県個人情報保護条例(第34条関係)
 - (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第1条及び第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1 o(1)は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第51号)

- 1 知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理に関する手数料を新設することとしま した。(第3条及び別表第1関係)
- 2 この条例は、公布の目から施行することとしました。

◇栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正 (栃木県条例第52号)

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域において相談援助業務 又は介護等業務に従事した場合における修学資金の返還免除の要件の特例を規定することとしました。(第 11条関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の目から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正 (栃木県条例第53号)

公衆浴場等の営業者が講じなければならない衛生措置等の基準を改めるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 公衆浴場法施行条例関係
 - (1) 公衆浴場において男女の混浴を制限する年齢を、7歳以上(現行12歳以上)とすることとしました。

(第6条関係)

- (2) 公衆浴場の浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度を管理 しなければならないこととしました。(第7条関係)
- 2 旅館業法施行条例関係

旅館業の施設の浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度を管 理しなければならないこととしました。(第12条関係)

3 施行期日

この条例は、令和4(2022)年1月1日から施行することとしました。ただし、1の⑵及び2は、公布の 日から施行することとしました。

- ◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正 (栃木県条例第54号)
- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正(栃木県条例第55号)
- 1 下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第1条、第3条及び第5条関 係)
- この条例は、規則で定める日から施行することとしました。
- ◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正 (栃木県条例第56号)
- 1 栃木県総合運動公園北・中央エリアに新たに設置される武道館の弓道場(遠的射場)及び多目的広場(ク レイ)の使用料の額を定めることとしました。(別表関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、規則で定める日から施行することとしました。
 - (2) 栃木県都市公園条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

例

炊に掲げる条例をここに公布する。

- 栃木県条例の形式を左懶書きに改正する条例
- 一 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 三 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 五 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条 例の一部を改正する条例
- 七 流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 人 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和III年十月II十日

栃木県知事 畑 田 Ш

栃木県条例第四十九号

栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例

())

第一条(この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。) の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。 (形式の変更)

第二条 既存条例の形式を炊に定めるところにより左懶書きに攻正する。

- 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例(以下「改正後条例」という。) における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。
- 二 改正後条例における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存条例における文字の順 序とする。
- 2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同 じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

| いる漢数字一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられて | アレブア数子 |
|--|--|
| 11 号の番号に用いられている演数字 | 左右を丸括弧で囲んだアラビア数字 |
| 該文字 る文字及びこれを引用するために用いられている当三 号を第一次の段階で細分するために用いられてい | 五十音順による片仮名 |
| 該文字 る文字及びこれを引用するために用いられている当四 号を第二次の段階で細分するために用いられてい | 片仮名左右を丸括弧で囲んだ五十音順による |
| 該文字 る文字及びこれを引用するために用いられている当五 号を第三次の段階で細分するために用いられてい | ファベットアルファベット順による小文字のアル |
| れている当該文字 いられている文字及びこれを引用するために用いら大 表中その内容を第一次の段階で細分するために用 | アシブア数子 |
| れている当該文字いられている文字及びこれを引用するために用いら七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用 | 左右を丸括弧で囲んだアラビア数字 |
| れている当該文字いられている文字及びこれを引用するために用いられ 表中その内容を第三次の段階で細分するために用 | 五十普順による片仮名 |
| れている当該文字いられている文字及びこれを引用するために用いられ 表中その内容を第四次の段階で細分するために用 | 片仮名左右を丸括弧で囲んだ五十音順による |
| れている当該文字 いられている文字及びこれを引用するために用いら十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用 | ファベットアルファベット順による小文字のアル |
| 五 一の項及び二の頃に定めるものですを除く。) 四 数の単位として用いられているもの(十、百及換えての表現がみられないもの 三 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き(1) 熟語の一部として用いられているものもの → 固有名詞の一部又は全部として用いられている十一、演数字(次に掲げるものを除く。) | オドに改めるものとする。) るとともに、小数点を表す中点はピリ削り、三桁ごとにコンマによって区切アラビア教字(漢数字を区切る読点は |
| れているものに限る。) 十二 左(文面上の位置又は方向を示すために用いら | 炎 |
| 十三 右(文面上の位置又は方向を示すために用いら | - 기III |

| れているものに限る。) | |
|---|-------------------------------|
| 十旦 一村 | 欄 |
| 十片 下麓 | 七廳 |
| 「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」十六 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、 | 「ţ」、「ਖ」又は「ヨ」~れぞれ「ţ」、「ਖ」、「ț」、「 |
| 十七 促音に用いる「つ」又は「ツ」 | それぞれ「つ」又は「ツ」 |

- 2 前項の表十二の項から十五の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとって いる表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の頃から十の頃まで及び十二の頃から十七の頃までの規定は、法令の規定を引用 する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。 (楸田)
- 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 温波

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第五十号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十 一号)の一部を炊のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

奖 \mathbb{H} 送 珳 띰 別表第一 (第二条、第三条関係) 別表第一 (第二条、第三条関係) 一~川十代 盎 一~川十代 密 三十六の二 高齢者の居住の安 三十六の二 高齢者の居住の安 器 定確保に関する法律(平成十 定確保に関する法律(平成十 三年法律第二十六号。以下こ 三年法律第二十六号。以下こ の頃において「街」とい の頃において「法」とい ら。) 及び高齢者の居住の安 う。) 及び高齢者の居住の安 定確保に関する法律施行規則 定確保に関する法律施行規則 (平成十三年国土交通省令第 (平成十三年国土交通省令第 百十五号。以下この頃におい 百十五号。以下この頃におい て「衜令」という。) に基づ て「衜令」という。) に基づ く事務のうち、炊に掲げるも く事務のうち、次に掲げるも 9 9 法第五十二条第一項 法第五十二条及び第五十 大条第一項の規定による認 の規定による認 ご法第五十六条第一項の規 定による認可 <u>111</u> ∽ <u>∓11</u> 盎

川十九~日十川 器

111十九~日十11 器

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第二条 栃木県個人情報保護条例(平成十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

改 正 滚

段 用 洭

(保有個人情報の提供先への通知)

より通知するものとする。
る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面にであって、当該実施機関以外のものに限項及び第二項に規定する記録に記録された者へ当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報提供者は、内閣総理大臣及び番号利用法第十九条第人情報の提供先(情報提供等の記録にあって、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正の実施をした場合においいます。

(保有個人情報の提供先への通知)

より通知するものとする。
る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面にる。()となって、当該実施機関以外のものに限項及び第二項に規定する記録に記録された者報照会者若しくは条例事務関係情報提供者をは同条第八号に規定する条例事務関係情報と古古とは規定する情報照会者若しくは情報に会者若しくは情報になる方とは確定する条例事務関係情は、総務大臣 及び番号利用法第十九条第一で、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正の実施をした場合においままは、

利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の

次のように改正する。 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年栃木県条例第四十六号)の一部を第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

致 正 後

(顧加)

とする。
じ。)の提供に関し必要な事項を定めるもの人項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の利用及び特定個人情報(法第二条第条第五項に規定する個人番号をいう。以下同第十一号の規定に基づき、個人番号(法第二法)という。)第九条第二項及び第十九条法律(平成二十五年法律第二十七号。以下個人を識別するための番号の利用等に関する第一条 この条例は、行政手続における特定の

(特定個人情報の提供)

同表の第二欄に掲げる事務を処理するために同表の第三欄に掲げる県の執行機関に対し、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関が、定個人情報を提供することができる場合は、第三条 法第十九条第十一号の条例で定める特

(顧加)

とする。 とずる。 と。)の提供に関し必要な事項を定めるもの人項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の利用及び特定個人情報(法第二条第第十号 の規定でまづき、個人番号をいう。以下同「法」という。)第九条第二項及び第十九条法律(平成二十五年法律第二十七号。以下個人を識別するための番号の利用等に関する第一条 この条例は、行政手続における特定の

(特定個人情報の提供)

同表の第二欄に掲げる事務を処理するために同表の第三欄に掲げる県の執行機関に対し、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関が、定個人情報を提供することができる場合は、第三条 法第十九条第十号 の条例で定める特

供するときとする。掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提提供を求めた場合において、同表の第三欄に必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の

22 器

供するときとする。掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提提供を求めた場合において、同表の第三欄に必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の

22 器

当 第

(行政改革101推進課)この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、規則で定める日から施行する。

桅长県条例第五十一号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

赵 띰 溪 赵 띰 温 (手数科の徴収方法) (手数科の徴収方法) 第三条 県が徴収する手数料は、別表第一の八 第三条 県が徴収する手数料は、別表第一の八 の八の項、八の九の項、五十五の二の頃から の人の項、人の九の項、五十五の二の項から 五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十 五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十 大の項、三百三の項、三百二十八の頃から三 大の項、三百三の項、三百二十八の頃から三 百三十一の頃まで、三百七十五の頃、三百七 百三十一の頃まで、三百七十五の頃 、三百七十七の項、五百十二の 十六の二の頃、三百七十七の頃、五百十二の 項及び五百十三の項の事務に係るものを除く 項及び五百十三の項の事務に係るものを除く ほか、証紙徴収の方法によって徴収する。 ほか、証紙徴収の方法によって徴収する。 別表第一 (第二条、第三条、第五条関係) 別表第一 (第二条、第三条、第五条関係) ሑ 怒 金 額 ₩ 嵡 金 類 」~川畑カナバ を 一~川畑カナ代 器 三百七十六の二 ※ 一頭当たり一回につ 畜伝<u>染病予防法第</u> きた十円 三条の二第一項に 規定する特定家畜 伝染病防疫指針に 基づき知事が認定 する獣医師が行う **豚熱予防注射に係** る豚熱予防液の管 団 川畑カナカ~ | 旧一十九 | 春 川畑カナカ~| 村畑十九 器

編巻 路

室 三

編巻 略

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第五十二号

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

ように改正する。 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年栃木県条例第一号)の一部を次の

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

改 正 後

(定義)

る。 用語の意義は、当該各号に定めるところによ**第二条** この条例において、汝の各号に掲げる

1 容

いう。 校又は都道府県知事の指定した養成施設を 部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学第一号から第三号までの規定に基づき、文|| 小護福祉士養成施設|| 法第四十条第二項

三・四略

(返還の免除)

還の債務の全部を免除するものとする。かに該当するに至ったときは、修学資金の返第十一条 知事は、借受者が次の各号のいずれ

又は中高年離職者(入学時に四十五歳以上において当該相談援助業務に従事した場合区域を含む。以下「過疎地域」という。)(同法の規定により過疎地域とみなされる人号)第二条第一項に規定する過疎地域接に関する特別措置法(令和三年法律第十き続き七年間(過疎地域の持続的発展の支受福祉士として相談援助業務に従事し、引は、社会福祉士養成施設を卒業した日の翌年は、社会福祉士修学資金の借受者にあって

談援助業務に従事したとき。 従事した場合にあっては、三年間)当該相いう。以下同じ。)が当該相談援助業務にの者であって、離職して二年以内のものを又は中高年離職者(入学時に四十五歳以上において当談相談援助業務に従事した場合

1 |・11 | と

22 器

(定義)

る。 用語の意義は、当該各号に定めるところによ**第二条** この条例において、汝の各号に掲げる

容

111・目 盤

(返還の免染)

還の債務の全部を免除するものとする。かに該当するに至ったときは、修学資金の返第十一条 知事は、借受者が次の各号のいずれ

法(平成十二年法律第十五号)き続き七年間(過疎地域自立促進特別措置会福祉士として相談援助業務に従事し、引日から起算して一年以内に県内において社は、社会福祉土養成施設を卒業した日の翌日 社会福祉土修学資金の借受者にあって

第二条第一項に規定する過陳地域

以下「過陳祖瑛」という。) _____

談接助業務に従事したとき。 従事した場合にあっては、三年間)当該相いう。以下同じ。)が当該相談接助業務にの者であって、離職して二年以内のものを又は中高年離職者(入学時に四十五歳以上において当該相談接助業務に従事した場合

1 | • | 1 | と

22 器

温波

- ここの条例は、公布の日から施行する。
- ては、なお従前の例による。 ついて適用し、同日前に貸与契約を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除につい与契約(以下「貸与契約」という。)を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除に一日以後に新たに栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第六条第二項に規定する貸2 改正後の栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第十一条の規定は、令和三年四月

(巵鬱対煞課)

萨木県 条 例 第 五 十 三 中

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

(8)

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第一条 公衆浴場法施行条例(昭和二十四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

(風紀)

風紀を維持しなければならない。第大条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、

1 答

いと認められる場合は、この限りでない。と。ただし、利用形態から風紀上支障がな二 七歳 以上の男女の混浴は、制止するこ

111 器

(種刊)

い。 浴場内外の清潔を常に保持しなければならな第七条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、

一~十川 と

消毒を行うこと。 用と同等以上の殺菌効果のある方法によりより難い場合にあつては、塩素系薬剤の使濃度 を管理すること。ただし、これに用し、規則で定めるところにより残留塩素十四 裕槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使

十五~二十二 略

(風侶)

風紀を維持しなければならない。 第大条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、

いと認められる場合は、この限りでない。と。ただし、利用形態から風紀上支障がなニー十二歳以上の男女の混浴は、制止するこ

111 容

(種生)

い。 浴場内外の清潔を常に保持しなければならな第七条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、

消毒を行うこと。用と同等以上の殺菌効果のある方法によりより難い場合にあつては、塩素系薬剤の使塩素濃度を管理すること。ただし、これに用し、規則で定めるところにより遊離残留十四 裕槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使

十五~二十二 略

(旅館業法施行条例の一部改正)

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第二条 旅館業法施行条例(昭和三十三年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

改 正 滚

じなければならない。第十二条 入浴設備については、次の措置を講

当~六 密

毒を行うこと。と同等以上の殺菌効果のある方法により消り難い場合にあつては、塩素系薬剤の使用度 を管理すること。ただし、これによし、規則で定めるところにより残留塩素機七 裕槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用

八~十回 略

20・20 容

じなければならない。 第十二条 入浴設備については、次の措置を講

当~ 十~ 上

毒を行うこと。と同等以上の殺菌効果のある方法により消り難い場合にあつては、塩素系薬剤の使用素濃度を管理すること。ただし、これによし、規則で定めるところにより遊離残留塩七 浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用

八〜十回 略

20・8 格

室 宝

四号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中公衆浴場法施行条例第七条第十

(生活衛生課)

例の一部を改正する条例栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条

(平成二十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

改 正 後

(求償権の放棄等の承認)

第二条 昂

等を承認することができる。に資すると認めるときは、当該求償権の放棄のであり、かつ、中小企業者等の事業の再生次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくもあった場合において、当該求償権の放棄等が2 知事は、前項の規定による承認の申請が

| • | | 容

策定された事業の再生に関する計画に規定する特定認証紛争解決手続に基づき認証紛争解決手続に基づき認証紛争解決事業者が行う同条第二十一項九十八号)第二条第二十項に規定する特定三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第

略 ソクロ

(求償権の放棄等の承認)

第二条 昂

等を承認することができる。に資すると認めるときは、当該求債権の放棄のであり、かつ、中小企業者等の事業の再生次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくもあった場合において、当該求債権の放棄等が2 知事は、前項の規定による承認の申請が

| • | | 容

策定された事業の再生に関する計画に規定する特定認証紛争解決手続に基づき認証紛争解決手続に基づき認証紛争解決事業者が行う同条第十六項九十八号)第二条第十五項に規定する特定三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第

图~代 路

室 三

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

栃木県条例第五十五号

流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

のように改正する。 流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(昭和五十六年栃木県条例第二号)の一部を次

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

致 正 後

段 用 潭

(顯加)

めるものとする。 き、流域下水道の構造の技術上の基準等を定条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づ十五条の三十第一項において準用する法第七法律第七十九号。以下「法」という。) 第二第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年

(流域下水道の構造の技術上の基準)

る。の構造の技術上の基準は、次のとおりとすの構造の技術上の基準は、次のとおりとす用する法第七条第二項に規定する流域下水道第三条 法第二十五条の三十第一項において準

| ~ | 1 | と

(終末処理場の維持管理)

(顧加)

めるものとする。 き、流域下水道の構造の技術上の基準等を定条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づ十五条の十八第一項において準用する法第七法律第七十九号。以下「法」という。) 第二第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年

(流域下水道の構造の技術上の基準)

る。の構造の技術上の基準は、次のとおりとす用する法第七条第二項に規定する流域下水道第三条 法第二十五条の十八第一項において準

| ~ | 1 | と

(終末処理場の維持管理)

第五条 法第二十五条の三十第一項において準 | 第五条 法第二十五条の十八第一項において準 用する法第二十一条第二項の規定による終末 処理場の維持管理は、次に定めるところによ り行うものとする。

当~六 密

用する法第二十一条第二項の規定による終末 処理場の維持管理は、次に定めるところによ り行うものとする。

と トット

室 副

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都 上 整 備 課)

栃木県条例第五十六号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改

別表了栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部団運動施設の款イ専用利用の場合の項グ武 道館の表中

| | | アアツす アアツ利場 コーにる合 | 入場料を徴収 しない場合 | 2,020円 | 3,040円 | 4,050円 |
|--------|---|------------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 弓道場 | | | 入場料を徴収する場合 | 10, 100円 | 15, 100円 | 20, 200円 |
| (近的射場) | _ | | 入場料を徴収しない場合 | 12, 100円 | 18, 200円 | 24, 200円 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 60,800円 | 91, 300円 | 121,000円 |

16

| | | アマチュ アスポー ツに利用 する場合 | 入場料を徴収 しない場合 | 2,020円 | 3,040円 | 4,050円 |
|--------|--|--|-----------------|----------|----------|----------|
| 弓道場 | | | 入場料を徴収する場合 | 10, 100円 | 15, 100円 | 20, 200円 |
| (近的射場) | | アマポー ツ以外に 利用する | 入場料を徴収しない場合 | 12, 100円 | 18, 200円 | 24, 200円 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 60,800円 | 91, 300円 | 121,000円 |
| | | アマチュ アスポー ツに利用 する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 2,020円 | 3,040円 | 4,050円 |
| 弓道場 | | | 入場料を徴収する場合 | 10, 100円 | 15, 100円 | 20, 200円 |
| (遠的射場) | | - アマチュ アスポー ツ以外に 利用する 場 | 入場料を徴収 しない場合 | 12, 100円 | 18, 200円 | 24, 200円 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 60,800円 | 91,300円 | 121,000円 |

に改

め、同項に次のように加える。

(ヤ) 多目的広場 (クレイ)

| 利用区分 | 利用時間 | 午前8時30分から 正 午 ま で | 正 午 か ら 午後6時まで | 午前8時30分から午後6時まで |
|--------------|-------------|----------------------|----------------|-----------------|
| アマチュアス | 入場料を徴収しない場合 | 1,750円 | 2, 360円 | 3, 980円 |
| ポーツに利用する場合 | 入場料を徴収する場合 | 4,370円 | 5,900円 | 9, 950円 |
| アマチュアス | 入場料を徴収しない場合 | 4,370円 | 5,900円 | 9, 950円 |
| ポーツ以外に利用する場合 | 入場料を徴収する場合 | 43,700円 | 59,000円 | 99, 500円 |

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

 以
 日
 後
 以
 日
 準

別表 (第10条、第13条関係)

 $1 \sim 6$ 略

7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料

(1)~(7) 略

備考

 $1 \sim 3$ 略

4 やむを得ない理由により午前8時30 分前又は午後6時後に第2陸上競技 場、野球場(本球場)、野球場A、野 球場B、野球場C、ウォームアップ 場、サッカー・ラグビー場、相撲場、 多目的広場(投てき場)若しくは多目 的広場(クレイ)(以下「第2陸上競 技場等」という。) 若しくはテニス コートを専用利用する場合又は第2陸 上競技場、野球場(本球場)、サッ カー・ラグビー場、テニスコート若し くは多目的広場(投てき場)の会議室 を利用する場合の使用料は、当該午前 8時30分前又は午後6時後の利用時間 1時間につき、次に掲げる額にそれぞ れ1.5を乗じて得た額とする。この場 合において、その額に10円未満の端数 があるときは、当該端数を切り捨てる ものとする。

(1) • (2) 略

5~7 略

8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場<u>若しくは</u> 多目的広場(投てき場)を専用利用す

別表 (第10条、第13条関係)

 $1 \sim 6$ 略

7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料

(1)~(7) 略

備考

 $1 \sim 3$ 略

4 やむを得ない理由により午前8時30 分前又は午後6時後に第2陸上競技 場、野球場(本球場)、野球場A、野 球場B、野球場C、ウォームアップ 場、サッカー・ラグビー場、相撲場<u>若</u> しくは多目的広場(投てき場)

| 以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若とを利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

 $5 \sim 7$ 略

8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場<u>又は</u> 多目的広場(投てき場)を専用利用す る者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合 又は多目的広場(クレイ)を専用利用 する者が当該専用利用に際し多目的広 場(投てき場)の会議室を利用する場 合の使用料は、無料とする。

9 略

8 略

る者が当該専用利用に際し当該専用利 用に係る施設の会議室を利用する場合

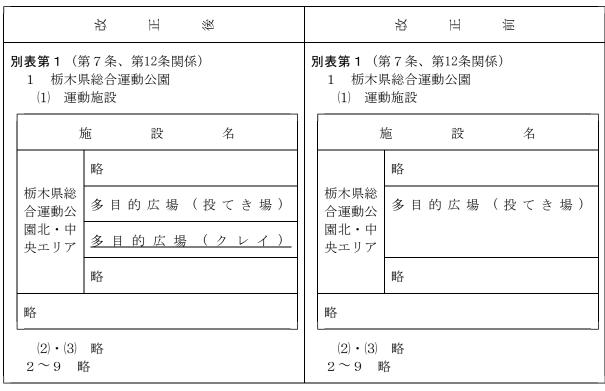
の使用料は、無料とする。

9 略

8 略

室 三

- 正規定及び次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。ア使用料の部①運動施設の款イ専用利用の場合の項に次のように加える改正規定、同部備考の改1、この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表7栃木県総合運動公園北・中央エリ
- る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。



(教育委員会事務局スポーツ振興課)